

令和 7 年度国保事業費納付金・標準保険料の仮算定結果について

1 福井県全体の令和 7 年度国保事業費納付金の概要

(1) 算定方法

国から示された仮係数及び福井県国保運営方針等で定めた方法により算定

$$\text{納付金} = \text{保険給付費等 A} - \text{公費等 B}$$

(2) 算定結果

(百万円)

		令和 6 年度 本算定	令和 7 年度 仮算定	増減
保険 給 付 費 等 A	保険給付費	48,277	46,323	△ 1,954
	後期高齢者支援金	8,738	8,163	△ 575
	介護納付金	2,598	2,476	△ 122
公 費 等 B	前期高齢者交付金	25,209	25,055	△ 154
	その他公費	17,451	16,567	△ 884
	決算余剰金	0	0	0
A-B	納付金	16,953	15,340	△ 1,613

- ・ 令和 7 年度納付金額を令和 6 年度と比較すると、約 16 億円の減少している。
- ・ 福井県の被保険者数は 4,915 人減少 ※R6 11.9 万人 → R7 11.4 万人
(市の被保険者数は 397 人減少 ※R6 5,559 人 → R7 5,162 人)
- ・ 被保険者数の減少により、保険給付費等が減少していることから納付金は減少(ただし、一人当たりの保険給付費は増加している)

2 大野市の令和 7 年度国保事業費納付金

令和 7 年度納付金額を令和 6 年度と比較すると、被保険者数の減少と保険給付費等の減少により、約 9 千万円減少している。

	令和 6 年度本算定	令和 7 年度仮算定	増減
国保事業費納付金	762,358,545 円	668,392,958 円	△93,965,587 円

3 大野市の令和7年度標準保険料

(1) 一人当たりの標準保険料

令和7年度仮算定の一人当たりの標準保険料は114,584円で、令和6年度本算定の一人当たりの標準保険料123,098円と比較すると、8,514円低い。

R7 標準保険料総額 ※	R7 被保険者 推計	一人当たりの保険料		
		R6 本算定 A	R7 仮算定 B	差額 B-A
591,482,996 円	5,162 人	123,098 円	114,584 円	△8,514 円

※標準保険料総額 = 標準保険料率の算定に必要な保険料総額

(2) 県の標準保険料率と大野市の税率の比較

県の標準保険料率 A			
区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療分	5.97%	25,912円	16,970円
後期支援分	2.75%	11,797円	7,726円
介護分	2.29%	11,983円	5,841円
合 計	11.01%	49,692円	30,537円
大野市の保険税率 B			
区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療分	6.85%	28,000円	20,200円
後期支援分	2.60%	10,500円	7,300円
介護分	2.20%	11,300円	5,700円
合 計	11.65%	49,800円	33,200円
保険料率の差 B-A			
区分	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療分	0.88%	2,088円	3,230円
後期支援分	△0.15%	△1,297円	△426円
介護分	△0.09%	△683円	△141円
合 計	0.64%	108円	2,663円

令和7年度大野市国民健康保険税の税率(案)について

1 国保税の改定方針

(1) 基本的な方針

- ・ 県の示す国保事業費納付金の動向を毎年分析し、必要に応じて保険税を改定する。
- ・ 一般会計から財源補填分の法定外繰入を行わないよう基金を取り崩して運用する。

(2) 将来的な保険料水準の統一に向けた対応

令和6年度に改定された第3期福井県国民健康保険運営方針に添って、令和12年度までに県の示す標準保険料率に合わせていく必要がある。

2 被保険者の推移について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4～3/12 (平均)	4～3/12 (平均)	4～3/12 (見込)	4～3/12 (見込)
世帯数	4,094世帯	3,885世帯	3,570世帯	3,296世帯
被保険者数	6,367人	5,942人	5,545人	5,196人

- ・ 加入世帯数と被保険者数は、年々減少しており今後も減少が見込まれる。
- ・ 被保険者数は、令和4年度から令和5年度は425人減、令和5年度から令和6年度は397人減、令和6年度から令和7年度は349人減見込み。
- ・ 人口減少と団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行していることが要因。

3 国民健康保険基金残高の推移について

令和6年度は県の指導により、一般会計から財源補填分の繰入を行わず、財源が不足する場合には国民健康保険基金を取り崩すこととしている。

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
基金残高	81,806,032	56,912,799	66,917,629	76,922,266	76,979,931
取り崩し額	△54,500,000	△24,900,000	0	0	0
積立額	0	0	10,000,000	10,000,000	0
利子積立額	36,297	6,767	4,830	4,637	57,665

4 大野市の一人当たりの保険税

令和7年度当初賦課見込の一人当たりの保険税額は124,178円で、令和7年度仮算定の一人当たりの標準保険料114,584円と比較すると、9,594円高い。

R7 当初賦課保険税 総額(見込)	R7 被保険者 推計	一人当たりの保険料		
		R7 当初賦課 (見込) A	R7 仮算定 B	差額 B-A
645,234,000 円	5,196 人	124,178 円	114,584 円	9,594 円

5 令和7年度の税率(案)について

(1) 検討のポイント

- ・令和12年度の県内保険料水準の統一を見据え、段階的に税率を県が示す標準保険料率に近づけていく必要がある。
- ・現行税率で賦課した場合、令和7年度当初賦課見込の一人当たりの保険税額が令和7年度仮算定の一人当たりの標準保険料を上回っている。
- ・県の指導により、令和6年度以降は、歳入が不足する場合でも財源補填目的の法定外繰入を行わず、基金を取り崩すこととした。しかし、令和6年度の決算見込みでは形式収支が黒字となる予定であり、また、令和7年度の決算見込みも、国保事業費納付金が減額されたため形式収支は黒字になり、両年度ともに基金の取り崩しは必要ない予定である。
- ・令和12年度の保険料水準統一以降、保険税の収納不足額については、市町の基金等で補うこととされているため、一定額の基金を保有し続ける必要がある。
- ・令和8年度には子ども・子育て支援金が新たに国保事業費納付金に追加されるため、税率を引き上げる必要がある。他市は令和8年度に税率を改正する予定とし、令和7年度は据え置きとしている。

(2) 税率改正について

令和7年度国保事業費納付金仮算定での減額については、保険給付費の減額などが要因ではあるが、県からは、引き下げ額をそのまま市町の保険税に適用するのではなく、基金の取り崩し額を減らすよう指示があった。

また、納付金の減額により令和7年度仮算定の一人当たりの標準保険料についても、令和7年度当初賦課見込の一人当たりの保険税額より低くなっているが、医療費の高騰や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、令和8年度に子ども・子育て支援金が新設されることなどから、今後も増加することが見込まれるため、今回減額された県の標準保険料率に合わせて、一時的に市の税率を減額改正することは適当ではないと考える。

よって、令和7年度は現行税率を据え置きとし、令和8年度に改正を検討することとしたい。